

ご旅行条件（要約）※お申込みの際には必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき事前にご確認の上お申込みください。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、金沢アドベンチャーズ（以下「当社」といいます）が旅行を企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます）を締結することになります。契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書のほか、出発前にお渡しする「旅程表」と称する確定書面（以下「旅程表」といいます）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

2. 旅行の申込みと契約成立時期

- (1) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内に申込書と申込金を提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込金のお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- (2) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、当社の契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を所定の決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済することと、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります（以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます）。通信契約により契約の締結をご希望されるお客様との旅行条件は次の①から③、契約の成立時期につき第3項(2)、お客様からの契約の解除につき第13項(1)及び旅行代金の払戻しにつき第18項(2)に、特別の定めをしています。
 - ①通信契約のお申込みの際し、会員のお客様は「募集型企画旅行の名称」、「旅行開始日」等に加えて「クレジットカード名」、「会員番号」、「クレジットカード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
 - ②通信契約での「クレジットカード利用日」とは、お客様及び当社が契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とします。
 - ③与信等の理由によりお客様のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除します。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

旅行代金の額	申込金（お1人様）
3万円未満	6,000円
3万円以上6万円未満	12,000円
6万円以上10万円未満	20,000円
10万円以上	旅行代金の20%相当額

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金（申込金を差し引いた残額）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額お支払いいただきます。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前以降にお申込みをされた場合は、お申込時に全額お支払いいただきます。

4. 旅行代金に含まれるもの

- (1) パンフレット、ウェブサイトの旅行日程に明示した次に掲げるもの。
 - ①運送機関の運賃・料金（注釈のない限り航空機はエコノミークラス、鉄道は普通席）
 - ②宿泊、食事の料金及びサービス料金・税
 - ③旅行代金に含まれる旨を明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金
 - ④添乗員が同行するコースの添乗員経費等
 - ⑤その他「旅行代金に含まれるもの」として明示した費用
- (2) 本項(1)の代金は、お客様のご都合により一部ご利用されなくても払戻しはいたしません。

5. 取消料（お客様からの契約の解除）

契約成立後、お客様のご都合で契約を解除する場合、旅行代金に対してお客様お1人様につき次に定める取消料をいただきます。

取消日（契約解除の期日）	取消料（お一人様）	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	(1) 20日～8日前まで (注1)10日～8日前まで	旅行代金の20%以内
	(2) 7日～2日前まで	旅行代金の30%以内
(3) 旅行開始日前日	旅行代金の40%以内	
(4) 旅行開始日当日（〔5〕を除く）	旅行代金の50%以内	
(5) 旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%以内	

(注1) 「日帰り旅行」に限り、〔1〕の取消料は「10日～8日前まで」の期日とします。

6. 特別補償責任

- (1) 当社は、規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款「特別補償規程」により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体に被られた一定の損害について、お客様1名につき死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数が3日以上になったときは1万円～5万円、携帯品に係る損害補償金（お客様1名につき15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。
- (2) 当社は規定にかかわらず、貴重品（現金、有価証券、宝石類、貴金属類等）、航空券、クーポン類、パスポート、クレジットカード、免許証、預金・貯金通帳（通帳及び現金引出し用カードを含む）、重要書類、各種電磁媒体に記録されたデータ（SDカード、DVD、USB等）、コンタクトレンズ、義歯、義肢その他約款の別紙「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (3) 損害補償金の支払いを受けようとするときは、「特別補償規程」第21条に定める書類を提出しなければなりません。なお、同条内にある第三者には、旅行同行者は含まれません。

<旅行企画・実施>

石川県知事2-288号

株金沢アドベンチャーズ

〒920-0043 石川県金沢市長田2-4-8

電話番号 076-214-4545

総合旅行業務取扱管理者 麻多 裕子

（一社）全国旅行業協会正会員

この旅行に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にお問合せください。